

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

※本特定公園施設建設・譲渡契約書（案）は、現時点において想定される県及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）に関して、埼玉県（以下、「甲」という。）と、認定計画提出者の代表法人たる●●●●（以下、「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設建設・譲渡契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業実施協定書（以下、「実施協定」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、令和●年●月●日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

3 甲は、第1条2項の特定公園施設の引き渡しに関し、実施協定第36条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。

4 当該整備によって乙が所有することとなった公園施設は、当該部分引渡しと同時に、その所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。

5 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

第3条 乙は、第1条第3項の検査に合格し、特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（部分払）

第4条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する譲渡の対価に相当する額の10分の9以内の額につい

て、●回以内（※回数は認定計画提出者と協議して決定する。）において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の譲渡の対価に相当する額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の譲渡の対価に相当する額 \times （ $9/10 - \text{前払金額} / \text{譲渡の対価に相当する額}$ ）
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「譲渡の対価に相当する額」とあるのは「譲渡の対価に相当する額から既に部分払の対象となった譲渡の対価に相当する額を控除した額」とするものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものであるときは、甲は遅延利息の支払義務を負わないものとする。

（引渡しの遅延）

第6条 乙が、特定公園施設の引渡しを遅延したときは、実施協定書第38条の規定に従うものとする。

(本契約の変更)

第7条 本契約を変更する必要がある場合は、書面をもってこれを行うものとする。

(協議事項等)

第8条 本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、県の事務所所在地を管轄する地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
代表者 埼玉県
埼玉県知事 大野 元裕

乙 設置等予定者
代表企業
所在地
商号又は名称
代表者